

■ 男女の賃金の差異（法令に基づく情報公表）

公表日：2025年8月1日

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令」および「事業主行動計画策定指針の一部を改正する件」が発出され、令和5年4月1日に施行されました。これを受け、本法人でも男女の賃金の差異を公表しております。

全労働者	62%
正規雇用労働者	99%
非正規雇用労働者	40%

- ▶対象期間：令和6年度（賃金計算期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日）
- ▶賃金：基本給、職種手当、管理職手当、早朝手当、時間外手当、賞与等を含み、通勤手当、退職金を除く。
- ▶対象範囲
 - (1) 正規雇用労働者：正職員、無期契約職員
 - (2) 非正規雇用労働者：常勤嘱託職員、非常勤嘱託職員、再雇用、臨時職員、パート職員
- ▶差異についての補足説明
 - (1) 正規雇用労働者：男女間の賃金格差はほぼありません。
 - (2) 非正規雇用労働者：女性はパートタイマーでの雇用が多く、男性はパートタイマーより賃金が高い嘱託等職員での雇用が多いことに加え、特に賃金が高い医師が男性の嘱託職員での雇用が多いため、格差が生じたものです。